

介護保険 福祉用具購入費について（申請書類の留意点）

1. 注意点

- ◎ 都道府県の指定を受けていない業者から購入した商品は、支給の対象になりません。
- ◎ 購入費用の全額を支給するものではありません。
(詳細は、高齢福祉課介護保険係または、ご担当のケアマネジャーにお尋ねください。)
- ◎ 原則として、「TAIS コード」が付いている商品が支給の対象となります。
TAIS コードが付いていない商品や、特注の浴室用すのこ等を購入したい場合には、購入する前に稲敷市高齢福祉課（介護保険係）へご相談ください。(別途、理由書をご提出いただく場合があります。)

2. 申請に必要な書類と留意点（商品購入後に申請）

	書類の名称	留意点
①	介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書	※申請者は、被保険者本人となります。 ※福祉用具が必要な理由については、用具ごとに記載してください。 申請書の枠内に記入しきれない場合には、別紙（任意様式）にご記入のうえご提出ください。
②	購入したものがわかる、パンフレット、カタログ等のコピー	※白黒コピーでもカラーコピーでも構いません。
③	領収証	※原本をご提出ください。コピー後、原本は返却いたします。 ※宛名が被保険者本人のフルネームで記載されていること。 ※領収日が明記されていること。 ※複数の商品を購入された場合には、それぞれの商品の金額がわかるように記載してください。
④	委任状	※振込先が被保険者本人以外の名義の場合のみ、ご提出ください。